

◇代議員推薦補充規則

この規則は、代議員選挙規程第11条第4項に定める「選挙による代議員の補充が困難な場合」の推薦補充の方法について定めたものである。なお、困難な場合とは、辞任及び定数に満たない場合のこととする。

第1条 この規則における推薦は他薦とし、代議員選挙規程第4条の被選任者資格のある者の中から、同規程第5条の選挙人資格のある者を推薦者として補充者を推薦する。

第2条 推薦者数の多い者から代議員候補とし、推薦者同数の場合は立会人のもと抽選で決める。

第3条 代議員に推薦された者が辞退した場合は、次点者がいる場合は順に繰り上げて代議員とする。

第4条 推薦による代議員の補充は1回のみとする。

第5条 この規則による代議員の推薦補充は選挙管理委員が執り行う。

第6条 推薦補充の結果は、直近の理事会に報告する。

第7条 この規則の改正又は廃止は、理事会の決議を経て行う。